

平成29年7月13日

各 位

会 社 名 TONE株式会社
代表者名 取締役社長 松村 昌造
(コード 5967 東証第二部)
問合せ先 管理部長 井上 昌良
(TEL06-6649-5967)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年7月13日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成29年8月30日開催予定の第82回定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするために、株式併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法、比率

平成29年12月1日をもって、平成29年11月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年5月31日現在）	11,713,000株
株式併合により減少する株式数	9,370,400株
株式併合後の発行済株式総数	2,342,600株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年5月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】 (平成29年5月31日現在)

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
5株未満所有株主	268名（14.8%）	303株（0.0%）
5株以上所有株主	1,537名（85.2%）	11,712,697株（100.0%）
全株主	1,805名（100.0%）	11,713,000株（100.0%）

(注) 本株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有されている株主様268名（所有株式数の合計303株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

(5) 上記株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3,922,600株

(6) 株式併合の条件

平成29年8月30日開催予定の第82回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式の変更を行うものであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年12月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年8月30日開催予定の第82回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 株式併合」および「2. 単元株式数の変更」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「1. 株式併合」を内容とした株式併合に関する議案が平成 29 年 8 月 30 日開催予定の第 82 回定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 12 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,961 万 3,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>392 万 2,600 株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> と する。 <u>(新設)</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> と する。 <u>附則</u> <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 29 年 12 月</u> <u>1 日をもって、効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生を</u> <u>もって削除するものとする。</u>

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日 平成 29 年 7 月 13 日
定時株主総会決議日 平成 29 年 8 月 30 日 (予定)
株式併合の効力発生日 平成 29 年 12 月 1 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日 平成 29 年 12 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日 平成 29 年 12 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 12 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 11 月 28 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数変更に関する Q & A

【ご参考】

株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合する予定です。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。

現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更する事で投資家の利便性向上を図り、併せて当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準にするため、株式併合と単元株式数の変更を実施することとしました。なお、今回の当社のケースでは投資単位が実質的に現行の2分の1に引き下げとなります。

Q 4 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年11月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	557株	なし	111株	1個	0.4株
例③	43株	なし	8株	なし	0.6株
例④	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②～④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成30年2月頃にお送りすることを予定しております。また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

- Q 5 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。
- A 5 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株式併合の結果、株主様にご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の5倍となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および資産価値等は次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数①	10,000株	2,000株	5分の1
(理論上の)株価②	300円	1,500円	5倍
資産価値①×②	3,000千円	3,000千円	変わらず

- Q 6 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額が減少しますか。
- A 6 ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。
- Q 7 端数株式が生じないようにすることはできますか。
- A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記 の株主名簿管理人※にお問い合わせください。
- Q 8 株式併合後も引き続き単元未満株式が生じますが、買取りや買増しをしてもらえますか。
- A 8 株式併合後も単元未満株式の買取制度のご利用は可能です。具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。なお、当社は、単元未満株式の買増制度はありません。
- Q 9 株主自身で何か必要な手続はありますか。
- A 9 特段のお手続は必要ありませんが、単元未満株式の買取制度をご利用の場合は所定の手続きが必要となります。具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記 の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

※当社の株式名簿管理人
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 お問い合わせ先・お取り扱い窓口
 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)
 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)